

中 央 防 災 会 議

議 事 録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議議事次第

日 時：平成 18 年 4 月 21 日（金）17:00～17:47

場 所：官邸 4 階大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 防災力向上のための国民運動の展開
 - ・説明：福和 伸夫 中央防災会議災害被害を軽減する国民運動
に関する専門調査会専門委員
- (2) 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針
- (3) 首都直下地震の地震防災戦略
- (4) 首都直下地震応急対策活動要領
- (5) 東海地震応急対策活動要領等の修正
- (6) 東南海・南海地震応急対策活動要領
- (7) 首都直下地震避難対策等専門調査会の設置について
- (8) 平成 18 年度総合防災訓練大綱
- (9) 承認事項
 - ・会長専決事項の処理について
- (10) 報告事項
 - ・都市型震災対策関係省庁局長会議報告
 - ・災害時要援護者の避難支援ガイドラインについて

3 会長発言（内閣総理大臣）

4 閉 会

○防災担当大臣　ただいまから中央防災会議を開会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。議題１の「防災力向上のための国民運動の展開」について、まず中央防災会議専門委員である、名古屋大学教授の福和先生から、国民運動として日ごろからの取組みを御説明いただきたいと思います。この説明の中で、実演がありますが、その際にはプレスを入室させます。

それでは、福和専門委員、お願いいたします。

○福和専門委員　名古屋大学の福和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、私どもが日々行っております国民運動の啓発の様子をご紹介します、皆様にも耐震化の重要性を啓発したいと思います。

まず最初に皆様方に、建物とはどのようなものかご覧頂きます。スクリーンをご覧ください。

これは、昨年の末に、神戸市の近くの三木市にあるe-ディフェンスと呼ばれる世界一の振動台で、本物の建物を２つ移設して倒壊実験をしたものでございます。今、見ていただいてわかりますように、壊れるまでの時間はたった５～１０秒であり、この左側の建物が完全に倒壊しています。左右の２つの建物の外見は良く似ていますが、中身が違ってきます。全く同じ建物を移設したのですが、右側の建物は耐震補強をしてございます。耐震補強をするかどうかで、建物が地震に対してどのように挙動するか違うということがわかりいただけます。

これは家の中です。皆さんこの家の中にいると思って是非見ていただきたいと思います。まず、建物が壊れる前に、家具が倒れてきて、その後すぐに家が上から倒れてくる様子がおわかりいただけるかと思います。こういった形で壊れることを防ぐために、家を補強し、人的被害を回避していく必要があります。今もっとも大事なことは、家屋の耐震化を促進することが最も大事であることが容易に理解できます。この映像は、皆様方に耐震化の大事さを見ていただくためにご覧いただきました。

一方、これは耐震化した方の家屋の中でございますが、同じようにひどく揺れるのですが、人間の生き残るスペースがちゃんと残っているのかどうか、建物の形が残るかどうかということが生死を分けるのだということを、これでわかっていただければ幸いです。このような映像をまず最初に見ていただきましたのは、先生方に耐震化対策の大事さに気づいていただくことが、私の今日の使命だと思ったからです。今のような映像を見ていただいて、家を直さなければ命を落とすのだという「気づき」を全国民に浸透させていくことが我々は大事だと思っております。

気づいていただいた後には、勉強していただきます。なぜ家が壊れるのか、どうすればよいのかということを考えていただく。そうすれば、対策を考えることができ、そして対策を考えた上で実践をしていってまいります。こういったステップを着実に進めていっていただくことが今、最も大事だと考えております。気づいて、そして学習をするところが

とても大変で、そこまで行けば、だれでもこれはまずいと思いますから、対策から実践へと進んでまいります。その対策や実践は、産業界で進めていたTQCと全く同じでありまして、対策をプランとして考え、そして何らかの実践をし、それでだめであったらチェックをし、更にアクションして、また次の行動をしていくということで、ぐるぐる回していきます。最初の気づきと学びの2ステップがうまくいけば、各町の中で自動的に町の組織で進んでいくようになっていくと考えております。

本日は、実際に気づいてもらって、そしてその後で学習をしていくというステップのところを、総理を始め皆様に経験していただこうと思って幾つかの道具を持ってまいりました。これは、私どもが作り出した「ぶるる」という実験道具であります。

○内閣総理大臣 これは子どものころよくありましたね。

○福和専門委員 これは「パラパラ漫画」なのですが、皆さんの机の上に、置かしていただいております。このパラパラ漫画の本物を向こうに持ってきております。これから幾つか実験をさせていただこうと思います。もし総理もよろしければ、あちらに一緒に来ていただいて、建物がどう壊れていくかという様子を実感して見ていただければと思います。

(報道関係者入室)

○福和専門委員 ここに2つの建物がございます。先ほど壊れた建物と同じようなもので、右側の建物は、ここに補強の金物がついています。本物はこのようなものです。実際の建物はこういった金物で、筋かいと柱と梁が固定されております。こういった接合金物を使ったつくり方をするようになったのは、1981年頃からです。それよりも前は、あまりこういった金物が入っていないくて、釘を使わない建物がいい建物だといった時代があります。左側の建物は、接合金物が入っていません。右側の建物には、ここに筋かいが入っておりますが左がわの建物にはありません。この2つの建物が、どんなふうに壊れるかというのを、今からご覧いただきたいと思います。

ここにいらっしゃるの、この実験道具と一緒に開発した、日本システム設計の花井さんです。総理にはこの辺りから見ていただければよいと思います。ここはちょっと危いですから、この辺りからお願いします。左右の建物の壊れ方の違いを見ていただきたいと思います。

○内閣総理大臣 両方見るのですか。

○福和専門委員 はい。左は壊れて、右は壊れません。もう少し下がっていただいた方がよろしいかと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

(実験中)

○福和専門委員 これだけ左右の建物の耐震性が違います。外見は全く同じ建物ですが、右側の建物は形が残っていますから、人の命が守れます。左は形が残っていませんから、先ほどのビデオの中と同じように命をすぐに落としてしまうということになります。

どうもありがとうございました。

それでは、次の実験に移ります。今の様子を、もう一度スローで見ていただくために、今日は「パラパラぶるる」をお持ちしております。パラパラめくっていただいて、ゆっくり見ていただくと、どう壊れていったかということを堪能していただけたと思います。ただ、建物は右と左が逆になっています。

さて、今から始めさせていただくのは、なぜさきほどのように壊れたのかの理屈を学んでいただくためでございます。まず最初に、この2つの建物の違いを見ていただきます。

高い建物と低い建物とで、どうゆれ方が違うかということです。見ていただいてわかりますように、こういった揺すり方をすると、高層ビルだけが大きく揺れます。これが今いるいるなところで話題になっています長周期地震動の問題です。大きな堆積平野では、高い建物を建てると、遠くの地震でもよく揺れるということがよくありますけれども、これがそれを意味しています。

つぎは、もう少し違う揺すり方をしてみます。今度は、こちらの建物だけがよく揺れます。これは、皆さん多分、昔勉強されたと思いますけれども、共鳴とか共振という現象になります。建物はそれぞれ個性を持っています。ある揺れやすい個性を持っているところにそれを刺激する揺れがやってくると、ある建物だけが揺れて被害を受けることになります。例えば、神戸の地震のときには、10階建てぐらいの建物がたくさん壊れたのは、こういったことも原因となっています。

今度は、先ほどの建物がなぜ壊れていったかということを順番に見ていきたいと思えます。この2つの建物は、同じ2階建ての建物ですが、こちらの建物は屋根を重くしました。重い屋根と軽い屋根で何が違うか見ていただきますと、重い屋根の方がはるかに大きな力を受けます。これは皆さん物理の講義の時間に慣性の法則について勉強されたと思えます。これが、慣性の法則で勉強した慣性力というものであります。もう忘れられてしまわれたかもしれませんが、慣性力は建物の重さと揺れの強さを掛け算したものです。重い建物は慣性力が大きくなりますので、重い屋根は地震に対して損だということになります。

つぎに、このようなことをしてみます。どんどん悪い建物になります。多くの建物は1階に広々としたリビングルームやお座敷をつくって、2階に子ども部屋をつくります。そうすると、1階は壁が少なく、2階は壁が多くなり、単純にはこういった特徴になるかと思えます。そうすると、建物はこのように1階だけが大きく変形するように揺れます。したがって、先ほどの倒壊実験のように1階からつぶれて壊れていくということが起きてまいります。

こうならないようにチェックをするのが、耐震診断と呼ばれているものでありまして、今、日本全国で耐震診断が精力的に行われています。それで具合が悪いとなると、補強をします。例えば、これは単なる鉛筆でありますけれども、鉛筆をここに入れてみますと、これだけでとても頑丈になります。これは筋かいに相当しますが、これを入れるだけで建物はすごく強度が上がってまいります。これをすれば、このように押しても全く大丈夫です。こういった形で家を直してもらうことを、耐震補強とか、耐震改修と言っています、

これは全国で一生懸命行われています。

このようなことを、子どもたちにもわかってもらうために作りましたのが「紙ぶるる」でございます。皆様の机の前に置いてあります。後でお作りいただけるように、作っていないものと完成品の両方を持ってまいりました。これは子どもでも簡単に自分で作れますから、作っていただいて、このように揺すっていただくと、余り壊れない、揺れないのがわかります。例えば皆さん1階の筋かいを取っていただくと、すぐに揺れるようになることがわかっていただけたと思います。こういった簡単な実験で、建物は見栄えだけではなくて、ちょっとしたつくり方でゆれ方が随分違うものであることがわかります。このことを国民一人一人にわかってもらえば、耐震化に対しても悪徳業者にだまされないようになると思います。

さらにもう一つだけ、これは2階建ての建物です。首相官邸は、皆さん御存じだと思いますけれども、免震構造という建物になっています。免震構造というのは、地震が来ても揺れない建物であります。ですから、この建物にいらっしゃる時は、地震が起きてもひどい揺れだったと思わないで済みます。今、真ん中の建物だけ免震構造にしてみます。そうすると、真ん中の建物だけ全然揺れていません。今日は建物の下に車輪をはかせてまいりました。こういう装置があると、建物が揺れなくなります。例えばここに家具を3つ置いたとします。免震建物の場合には、建物の上に家具を置いても、倒れません。首相官邸の場合には、本当はここにあるような積層ゴムと呼ばれる免震装置がいっぱい入っています。

ここまでで実験は終わりです。

(報道関係者退室)

○福和専門委員 今のような形で、どうして建物が壊れるのか、どうすれば壊れないのかということ、一つひとつ理屈を教えていく努力をしています。今日もお持ちしていますけれども、今回実施したような模型実験の映像をDVDにまとめています。これまでお見せしたような啓発活動をしてきましたが、とても簡単な実験で、体感学習ができます。いろいろな小学校に行っても実践しているのですけれども、子どもたちもよく理解してくれます。

先ほどのPDCAを回すことの例として、レスキューストックヤードというNPO法人がキャラバン隊ということを行っています。まず地域へ出て行って、最初に「気づき」のための学習をし、そして気づいて学習したら、地域住民の人達はこれはまずいと自覚して、互いに認識を共有するためのワークショップを開きます。その上で、自分達でいろいろ考えて、対策を立案し、その上で一つずつやれることを始めていくということで実践をしていく。このようなことが、地域で始まりつつあります。

そういった活動の一例として持参してまいりましたのが、ここにあります『防災まちづくりガイド』というパンフレットです。前向きな自治体ではこういうことが始まっているということです。

これは、耐震補強とか耐震改修がどのように進んでいるかということを見たものですが、

赤いところがよく進んでいるピークであります。見てみると、よく進んでいる時には、閲覧板で耐震診断の申込書が自動的に配付されます。それと一緒に、いろいろな防災イベントを行うことで、住民の人達は耐震化にとっても興味を持つということでもあります。あるいはダイレクトメール等をきちんと送れば耐震化が進むということで、行政も頑張れば何とかなるのだということがわかってまいりました。

ということで、今のようなことについて、名古屋大学を中心に他大学と連携しながら、そして行政や技術者と連携しながら、更にさまざまなメディアの人たちを介して、住民の方々と接触をして、今、一步一步耐震化の大事さを伝え始めているところであります。このようなことをしていくと、例えばハザードマップみたいなものだけを作るのではなくて、これを料理に見立てると、その材料とか、作り方とか、それを出していく御給仕さんとか、食べる人の舌を鍛えるとか、更にはそれをもって診断・助言し、そして徐々に体力を回復させるような耐震化の手続きをして健康体に持っていくという、こんな流れを実践ができていくと思っています。

非常に短い時間ではありましたが、このような形で啓発活動をすることによって、一步一步進めていくことが現在の国民運動の展開ということになってくるのではないかと思います。

以上であります。どうもありがとうございました。

○防災担当大臣　ありがとうございました。それでは、審議に移ります。今までの福和専門委員の御説明に関連しまして、御質問、御意見等がございましたら御自由にお願ひいたします。なお、時間の関係もございますので、御発言は簡潔をお願いいたします。

どうぞ。

○内閣総理大臣　普通の家で耐震化というのは簡単にできるのですか。

○福和専門委員　はい、比較的簡単です。専門家の人がチェックをして、例えば、一部壁を入れるとか、筋かいを入れるということをすれば、意外と簡単に、そして思ったほど高くなくできます。ただ、それを行ってもらうために、そういう気になっていただく意識の問題が一番大きくて、意識を向上させさせれば何とかなってくるのではないかと思います。

○内閣総理大臣　こういうのを見てわかるけれども、実際に今の家でこのようなことができますか。

○福和専門委員　例えば1つ窓をつぶしていただければいいのです。半軒分の障子の部分を少し壁にさせていただくだけで、ずっとよくなります。

○内閣総理大臣　でも、住んでいるとわずらわしくないですか。

○福和専門委員　これは、家全部にしてしまいますけれども、実際には障子1枚分でも大丈夫です。ふすま1枚分です。それだけでも、とても効果があります。今日は、模型ですから、全部を筋かいにしてしまいましたけれども、実際に行う時には、あそこにあるように、1か所の筋かいがあるかどうかで全然違うのです。模型で見ただければわかると思いますけれども、筋かいというのは、あそこの1つの入口ぐらいの大きさのものであり

ます。

- 内閣総理大臣 では、全部ではなくて。
- 福和専門委員 はい。一部で十分です。ですから、そんなに大変ではないと思います。
- 内閣総理大臣 今の最新式のビルが揺れるというのは、免震でできているわけですか。
- 福和専門委員 免震のビルもあります。背の高いビルは、免震ではなくて制震というのを使っています。例えば、これは背の高いビルですけれども、こういった背の高いビルは、長周期の揺れを受けると、このように徐々に揺れていってしまうのです。これが今、一番問題になっています。こうならないために、例えば今、制震ということが行われておりますけれども、揺れなくするために、今日は磁石を持ってきましたけれども、磁石を4枚付けるだけで、これはダンパーと言いますが、もう全然揺れなくなります。こういう工夫をすることによって、揺れない建物にするというのが、高層ビルとかには使われています。これを免震ではなくて制震と呼んでおります。つい最近は、こういった振動現象がわかってくるようになりましたから、こういった免震とか制震ということを広く使うようになってきました。ただ、ごく特殊なビルだけです。一般の建物には、まだそういうものは使われていなくて、昔ながらの耐震という形で建物をつくっております。
- 内閣総理大臣 高いビルは揺れる方が安全だということは、ということなのですか。
- 福和専門委員 いや、そんなことはありません。やはり揺れない方がいいと思います。
- 内閣総理大臣 俗説か、今まで嘘を信じていたのか。高いビルほど揺れるけれども、それは免震構造だから大丈夫だと言っていたけれども。
- 福和専門委員 そんなことはございません。高いビルは柔構造だから大丈夫と、ただ、それは粘り強いから大丈夫だというふうに言っています。でも、粘り強くない高い建物であれば、ちゃんと壊れます。
- 内閣総理大臣 揺れない方がいいのですね。
- 福和専門委員 勿論、揺れない方がいいです。
- 内閣総理大臣 揺れると安全だと思ってはいけないのですね。
- 福和専門委員 建物は揺れるから怖いのです。
- 内閣総理大臣 揺れない方がいいのですね。
- 福和専門委員 揺れない方がいいです。ですから、免震は揺れないようにしていますから、とても安心です。
- 内閣総理大臣 我々は揺れる方が安全だと聞いていたけれども。最新式のビルは、免震構造により揺れないようになっているのですか。
- 福和専門委員 最新式のビルは制震といいまして、それは揺れを抑制するようにしています。中にダンパーという揺れを止める機械が入っています。
- 内閣総理大臣 そうですか。要するに、揺れが大きいということは大きな地震ということですね。
- 福和専門委員 地震動ですけれども、揺れが大きくない方がいいです。

- 内閣総理大臣 揺れるから安心だというのは、間違いですね。
- 福和専門委員 揺れるからこそ警戒していただいた方がいいと思います。
- 内閣総理大臣 揺れるから安全だと思っていました。
- 福和専門委員 揺れても安全のように設計がしてあるということです。
- 内閣総理大臣 揺れても大丈夫なようにですか。
- 福和専門委員 そのように設計がしてあるというふうに考えていただいた方がいいかと思います。そういうことから、意識啓発が始まります。
- 防災担当大臣 大変貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、議題 2 である「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」から、議題 10 である「災害時要援護者の避難支援ガイドラインについて」までを、一括して事務局より説明いたします。

- 政策統括官（防災） それでは、御説明をさせていただきます。説明につきましては、説明資料 2 という A 3 版のもので御説明したいと思います。

まず、説明資料 2 でございますが「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（案）の概要」でございます。これにつきましては、先ほどいろいろ御説明がありましたように、福和教授が日ごろなさっておられるような国民運動をきちんとやっていきたいということで策定いたしました基本方針でございます。

安全・安心を得るために、自助、共助、公助の取り組みが必要だということと、個人や家庭、地域、企業等が減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開しようということとを目的にいたしまして、1 つは「防災（減災）活動へのより広い層の参加」ということで、例えば地域の祭りに防災コーナーをつくりますとか、防災訓練の際に家具備品の固定をすとか、防災教育の充実といったような形で、学校教育への充実なり、大学生の課外活動の促進を行っていかうということでございます。

2 つ目は「正しい知識を魅力的な形でわかりやすく提供」ということで、先ほどのようなものを使ってみたり、絵本や写真集、紙芝居、ゲーム等を活用していくということになり、歴史上の災害教訓を活用したような災害の体験談を活用するといったようなことが考えられると思います。

3 つ目は「企業や家庭等における安全への投資の促進」ということで、職場や自宅で安全への投資を促進するということで、耐震改修をしていただくという投資を是非やっていただきたいということでございますし、ビジネス街、商店街における防災意識の醸成といったようなことも必要でございますし、企業にとっては事業継続計画への取り組みの促進ということが必要ではないかということをおっしゃいます。

4 つ目は「幅広い連携の促進」ということで、先ほどもございましたけれども、大学とかそういったところだけではなくて、国の機関、自治体、学校、公民館、PTA、企業、ボランティア団体、あらゆる層が連携してやっていただくということで、ここではガソリンスタンドを使った帰宅困難者の支援訓練などを書いてございます。

5つ目は「国民一人一人、各界各層における具体的行動の継続的な実践」ということで、地域ごとに防災活動の推進会議を設置して、今、申し上げたようなことをやっていただこうと。地域、学校、職場における防災活動の優良事例を表彰するというで、この右に書いておりますのは、中高校生の部で防災担当大臣賞をもらいましたポスターを掲げてございます。

以上のようなことを、基本方針にいたしております。

次に説明資料3「首都直下地震の地震防災戦略（案）について」でございます。いわゆる災害をいかに少なくするかという防災戦略ということで、今後10年間で死者数を半減する。経済被害額については、4割減を図るということを目標といたしまして、何を出すかということでございますが、住宅・建築物の耐震化率、これは75%から90%に上げる。学校は、この5年間に未耐震の3分の1、病院については未耐震の2分の1を耐震化する。防災拠点となる公共施設は、10年間にすべて耐震化を図るといったような事柄と、家具の固定等を30%から60%に上げる。密集市街地の不燃領域率を40%に上げる。初期消火率を72.5%から96%に上げる。こういったような対策をやりますと、死者数は半減されるということでございますし、この住宅・建築物の耐震化に合わせて、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強、これは20年度までにおおむね完了したいと思っておりますが、そういったような事柄になり、耐震強化岸壁の整備率を55%から70%に上げるということをやしまして、復旧費用の軽減が図れる。同じようなことをやりますと、企業において大企業では事業継続計画を全部つくっていただくということにすれば、生産活動停止による被害軽減額が図れる。それから、交通ネットワークの早期復旧対策も図れるということで、この被害額を4割減を図ることができるといったような、地震防災戦略を付けたいということでございます。

今後の課題につきましては、首都中枢機能の継続性確保に向けた関係機関による目標を具体化するというで、避難生活者、帰宅困難者数の軽減に向けた減災目標の設定ということが必要になると思っております。

次が説明資料4に移らせていただきます。先ほどは、起きた地震の災害をいかに少なくするかということでございましたが、今度は首都直下地震につきまして、起きた場合にどういう活動をするかということでございます。昨年9月に地震対策大綱をつくらせていただきましたが、それを受けまして、政府としてどういう対応をするかということでございますが、緊急災害対策本部を設置いたしまして、この設置場所は、最初は官邸もしくは中央合同庁舎5号館、防衛庁、立川広域防災基地という順番になっております。

緊急災害現地対策本部につきましては、東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点として、有明の丘で現在整備中でございまして、これができ上がれば、ここを現地対策本部にしたいということでございます。

首都中枢機能継続性確保のための活動ということで、首都中枢機関については、職員及びその家族の安否確認後、直ちに要員の参集を図るということと、首都中枢機関としての

事業継続計画に基づいた行動を的確に実行するということと、緊急災害対策本部、現地対策本部につきまして、情報収集の上、支援策を検討し、必要な措置を実施する。

主な応急対策活動ということで、救助・救急・医療・消火活動につきましては、ここにありますように、警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁、厚生労働省、文部科学省、こういったような各省庁が、各省庁ごとにどういうことをやるかということとを、連携を取りながらやっていくということでございます。関係都府県に対する広域的応援をやっていくということでございます。

食料、飲料水等の調達ということに関しては、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁、防衛庁、海上保安庁といったようなところで、主要な物資を中心とした調全体制の整備と、緊急度、重要度に応じた調達活動を行う。

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動ということでは、警察庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、防衛庁、消防庁といったようなことで、例えば交通の確保、緊急輸送活動の個別の事柄につきまして、連携して当たるということにいたしております。

なお、活動要領に基づきます具体的な、何人張り付けるとか、何台出すといったような話は、今後とりまとめをしたいと思っております。

次に説明資料5「東海地震応急対策活動要領等の修正（案）について」でございます。実は、東海地震につきましては、予知が可能だということを前提に応急活動要領が出てまいりましたが、突発型が起きたらどうするんだという話がございまして、この突発型の計画を追加いたしました。

それと同時に、必要な消火部隊の規模を算出して計画を作成する。

災害派遣医療チーム、DMATと呼んでおりますが、これが整備をされましたので、予知型と突発型について、どこから、どういう公園もしくは航空基地へ、何台のヘリコプター、飛行機が入れるかということを決めております。

図上訓練の成果を踏まえた情報集約体制の修正を行ったところでございます。

以上のようなことでいきますと、例えば、救助部隊につきましては、48時間以内に予知型でも4万6,230人、突発型でも4万4,340人ということができずし、DMATの派遣につきましても、予知については143チーム、突発型については133チームの広域医療搬送ができるといったような具体計画をつくっておるところでございます。

次に説明資料6に移らせていただきます。これは「東南海・南海地震応急対策活動要領（案）について」でございます。ここの特徴は、言わば静岡県から大分県に至るところで災害が起きるということでございますので、緊急災害対策本部を政府の中央に置くというのは勿論でございますが、現地対策本部を3か所に分ける必要があるだろうということで、現地対策本部を愛知県、大阪府、香川県の3か所に設置するというところでございまして、その現地対策本部で被災状況のとりまとめを行いまして、被災地域内における広域的な資源配分の調整を行っていくというものでございます。

主な応急対策活動につきましては、首都の場合とほとんど内容的には同じでございます

ので、説明は省略させていただきます。

次に説明資料 7 の「『首都直下地震避難対策等専門調査会』の設置について」でございます。昨年の 9 月に首都直下地震対策大綱をつくらせていただきましたが、そのときに避難所生活者はピーク時で 460 万人、帰宅困難者は 650 万人という推計が出ております。この膨大な数の対応ということでございますが、避難所への避難者を減らす対策という形で、疎開をしていただくとか、帰省の奨励をしていただくとか、ホテル・空き家等の既存ストックの活用が要るだろうと。それから、一斉帰宅行動者を減らす対策ということで、むやみに行動を開始しないという原則を立てておりますが、これについて一体どういうことができるのかということを、具体化していく必要があるだろうということで、例えば避難者対策ということでは、避難所に入り切れない避難者を、先ほど申し上げましたような、疎開・帰省の奨励とか、ホテル・空き家等の既存ストックを活用して、収容する具体方策について議論をしていきたいということと、都心部においてオフィス街、繁華街に対する帰宅困難者を所属する企業とか学校に一時収容する方策と同時に、そういう自宅へ帰れない方々を、実は応急対策等のいろんな活動に活動していただくと、こういったような具体策についても研究をいたしまして、中央防災会議に報告したいということで設置をお願いしたいというものでございます。

次に説明資料 8 の「平成 18 年度総合防災訓練大綱（案）について」でございます。先ほど御説明いたしました、首都直下地震応急対策活動要領というものが決まりましたので、この応急対策活動要領に基づきました、政府本部運営訓練を実施したいと思っております。これは 9 月 1 日に行いたいと思っております。

これと同時に、現地訓練ということで、首都圏 8 都県市合同防災訓練を東京都で訓練を実施されるということでございますので、この 8 都県市と政府が連携を取って行いたいと思います。

東海地震につきましては、突発的に発生した場合の活動要領が新たにできましたので、これを前提に想定をいたしました、政府総合訓練を実施したいと思っております。

こういったような訓練につきましては、災害被害を軽減する国民運動に寄与する訓練と、災害時要援護者の避難訓練ということで、実際に高齢者、障害者等に参加をしていただいて、避難訓練を充実させたいと思っております。

現地訓練では、先ほど申し上げました 8 都県市を 9 月 1 日に東京都において実施。

静岡県の防災訓練を 9 月 1 日に浜松市において実施。

近畿府県合同防災訓練と連携して、10 月に京都府において実施ということでございます。

津波防災総合訓練につきましては、7 月に徳島県において実施。これは、国土交通省が作成した計画に基づいて訓練を実施したいと思っております。

カトリーナもございましたが、水害対処訓練ということがございますので、大火災が発生して、大規模な水害が発生したことを想定した図上訓練。これは、官邸の危機管理セン

ターにて訓練を実施したいと思っております。

原子力災害につきましては、経産省と文科省の共同計画に基づく訓練を、四国で10月に実施したいということがございます。以上が、18年度の総合防災訓練の大綱でございます。

次に説明資料9でございますが、前回の中央防災会議以降、会長専決をいたしました事項について御承認をお願いするものでございます。1つは、地域防災計画の修正でございますが、この中身は、水防法の改正と災害時要援護者のガイドラインができたということもございまして、それに対応して、地域防災計画を修正したということです。それから、今冬の大雪に絡みまして「融雪出水期における防災態勢の強化について」ということで、3月に出しました通知でございます。激甚災害の指定、東海地震の地震防災対策強化地域の指定についても専決事項がございました。以上が専決処理でございます。

次に説明資料10でございますが、これは千葉県北西部を震源とする地震を契機といたしまして、都市型震災の課題が明らかになったということで、昨年の7月から局長会議を数度にわたり開催し、検討してきたものでございます。

まず1つは震度情報につきまして、30分遅れたということがございますので、自治体震度情報ネットワークの整備をきちっとやり直したということでございます。

鉄道の復旧が遅かったということもございまして、地震計を増設しまして、点検エリアを細分化して、点検エリアごとに運行ができるようなことにいたしております。

途中で止まった列車については、きめ細かい情報提供する。

エレベーターについては、P波感知型地震時管制運転装置の義務化とか、閉じ込め時リスタート運転機能の開発とか、講習を受けた建物管理者や他の保守会社による早期救出とか、キーを消防隊に全部わたすとか、そういったことを行ってエレベーター関係の対応をしたいということでございます。

窓ガラスの落下防止対策につきましても、福岡県西方沖地震のときにございましたので、これに対しても対策を取ったということでございます。

電話輻輳、断水につきましても、このようなことが書かれてございます。

最後になりましたが、説明資料11でございます。「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」ということで、災害時における要援護者をきちっと守ろうということで、まず避難所に要援護者用の窓口を設置する。

次に、災害時における福祉サービスをきちっと継続できるような事業計画をつくっておく。

それから、要援護者避難支援の連絡会議をつくりまして、密接な連携の下に関係機関の情報共有を図るということと、インターネット、災害用伝言ダイヤル等、多様な手段による通信の確保。

ときどき新聞等にも出てございますが、個人情報保護法の関係もございまして、関係機関共有方式ということで、個人情報の避難支援体制整備のための目的外利用・第三者提供について、積極的にこの活用を図るということで、新たな方式を提言いたしております。

以上のような事柄を、３月末に通達で出させていただきましたが、この内容につきましても御報告をさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○防災担当大臣 それでは、ただいまの説明につきまして、皆様方からの御質問、あるいは御意見等がございましたら、簡潔にお願いいたします。

どうぞ。

○溝上委員 福岡県西方沖地震の話が出ましたが、福岡県西方沖地震では、博多湾で地盤の亀裂、液状化、陥没がありましたが、その後調査の結果を最近耳にしましたところ、この埋立地の下に大きな空洞ができています。この空洞は、地震によってにわかにできたものではなくて、老朽化した港湾の地盤が内陸から流れてくる雨水とか、あるいはそういった地下の水の流れによって、土砂が少しずつ海へ流れ出ていく。恐らくは、満潮・干潮を繰り返すたびに、海の水が入っては出ると。そうしてだんだん知らない間に大きな空洞になって、それで地震が来たときに、すぼんと落ちると。その上に車が何台ものれるぐらいの面積が随所で落ちると。実際そういうことが、博多の湾でわかったということは、博多だけではなくて、全国各所の港湾で、そういった気がつかぬ間に空洞ができていて、薄皮１枚で駐車場とか、あるいは積み荷を行う場所が、気がつかぬ間に空洞の上にのっかっている。

そういうことがもしあるとすると、事前にこれを日本が行っております地中レーダーによる地震探査の技術の応用でございますが、そういったものを使って探査して、それに事前に先手必勝型で対する対応をしておく必要があるのではないか。そういうことを耳にいたしますので、この際少しお話申し上げたいと思います。

○防災担当大臣 早速、研究してみたいと思います。

○国土交通大臣 いろいろ検討します。

○防災担当大臣 どうぞ。

○重川委員 今回いろいろなマニュアル、要綱、ガイドラインが設備されてまいりまして、こういうものが整備されればされるほど、我々市民や行政がいかに何かあった時に、リアリティーを持って動けるかということの育成も重要になってくると思います。災害が起きる前の日にこのことを知っていれば、もっとうまくやれたのにとか、あるいは災害が起きた直後にまず過去に苦労したノウハウを、これだけは知っておいてもらいたいとか、そういうものが実はたくさん埋もれています。例えば、地震が起きた時のごみをどう処理するか。家庭から大量の震災ごみが出ますが、いつもの分別ルールで集めるのか。それとも、震災ごみだからということで一気に集めてしまうのか。これは非常に行政の方は悩まれます。そのときに、新潟県中越地震では、あくまでも普段どおりの集め方を絶対崩さなかった。市民から、こんな時だからこそ、きちんといつものルールを守って集めるべきなのだと。中には、ルールを守らず積み上げて出す市民もいたのですけれども、市役所にはそういうものは集めなくていいんだという声が市民から上がってきたということなのです。結

果的には、基本を崩さなかったことで、長年培ってきたごみの分別とか環境への配慮というものが守れた。だから、やはりそういうことを、いざ自分たちが被災者になった時に、まずどのように市民に伝えるのか。そこら辺のノウハウ。今のはごみ収集の話なのですが、そういう話が国民の側にも行政の側にもたくさんありますし、そういうことを明らかにしていくことが、やはり自己責任、あるいは自助努力の基本になっていくのではないかと思います。

○防災担当大臣 大変貴重な御意見ありがとうございました。その地震の起きた場所、その被害の程度とか、いろいろなことの組み合わせだと思いますが、大変貴重な御意見ありがとうございました。今後、十分検討させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。お伺いした御意見については、今後幅広く活かしてまいりたいと思います。

それでは、本日の案件につきましては、原案の通りとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○防災担当大臣 ありがとうございました。

それでは、プレスを入室させますので、しばらくお待ちください。

（報道関係者入室）

○内閣総理大臣 もうあまり言うことはないです。今日は、福和教授のお話を聞かせていただき、実験までしていただいてよくわかりました。耐震化、免震化、意識の面と実際の具体的な強化策、気を付けて、より一層効果的な防災対策をしていく必要があるということがよくわかりましたので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○防災担当大臣 総理、どうもありがとうございました。

（報道関係者退室）

○防災担当大臣 ただいまの総理の御発言にしがいまして、今後とも防災対策の一層の充実に努めてまいりますので、委員各位においても今後とも御協力をよろしくお願いいたします。なお、会議終了後、私から審議の内容等を記者発表いたしますので御了承願います。これをもちまして、本日の会議を終了いたします。本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。